

## 岸和田市男女共同参画推進計画 令和2年度重点項目実施計画 推進状況 概要

### 重点項目2 審議会等への女性の参画促進

【評価基準】 A：女性参画率 35%達成 あるいは 50 点以上

B：30 点～50 点未満 C：0 点～30 点未満

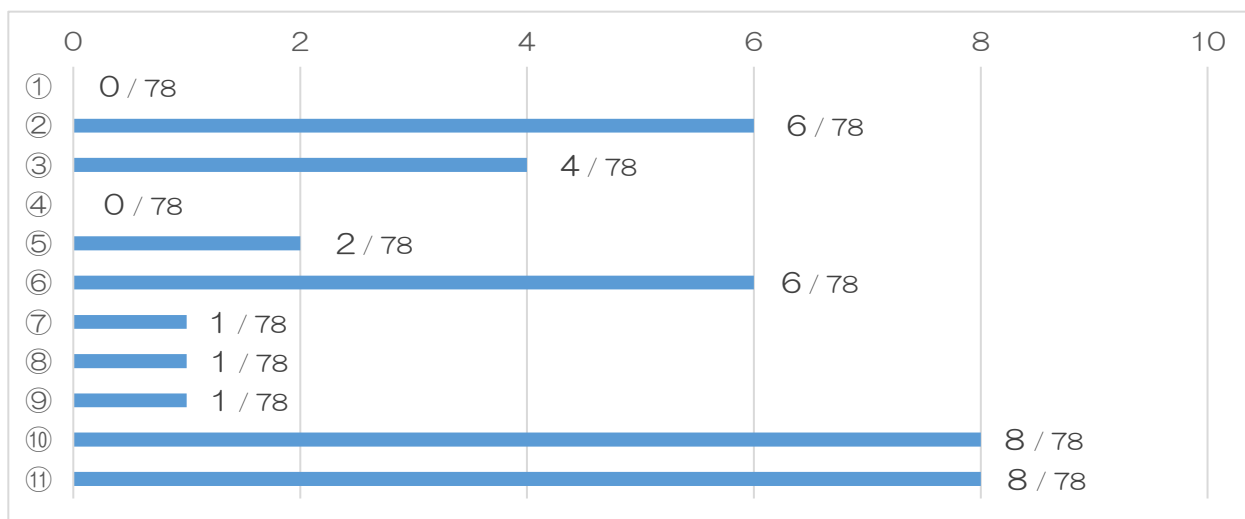
【点数の集計方法】工夫した点の数×10 点

【達成度（評価）】 A：18 審議会 B：3 審議会 C：57 審議会 計：78 審議会

\* 今回の評価は、第4期プランにつながるように、女性委員比率(数値)だけで評価するのではなく、  
「取り組んだかどうか」「具体的な行動をどれだけしたか」の評価を試みた。

#### 【工夫した点】

- ① 必要な専門分野の見直しをすることで、女性の専門家が多い新しい分野から委員を選任するよう委員構成の変更をした。
- ② 団体に選任依頼をする際、「女性の参画促進に関する指針」の趣旨を説明した。
- ③ 団体に選任依頼をする際、依頼文書に女性委員選出への積極的なお願いを記載した。
- ④ 団体に選任依頼をする際、依頼文書とは別に、女性委員選出の働きかけをする文書を提示して依頼した。
- ⑤ 団体に委員選任依頼をする際、男性・女性委員の割り当てをした。
- ⑥ 学識経験者が退任する際、次期委員として女性委員を紹介してもらった。
- ⑦ 現委員数が定数以下であったため、委員数を増やし、増員分は女性委員を選任していただくよう依頼した。
- ⑧ 委員数を減らして、結果として女性委員比率が上がった。
- ⑨ 公募を増やし、女性委員を選任した。
- ⑩ 女性委員候補者の情報収集をした。
- ⑪ 女性委員比率がすでに 35%以上になっているので、何もしていない。 (合計 78 審議会)



■ ⑩「女性委員候補者の情報収集をした。」について抜粋

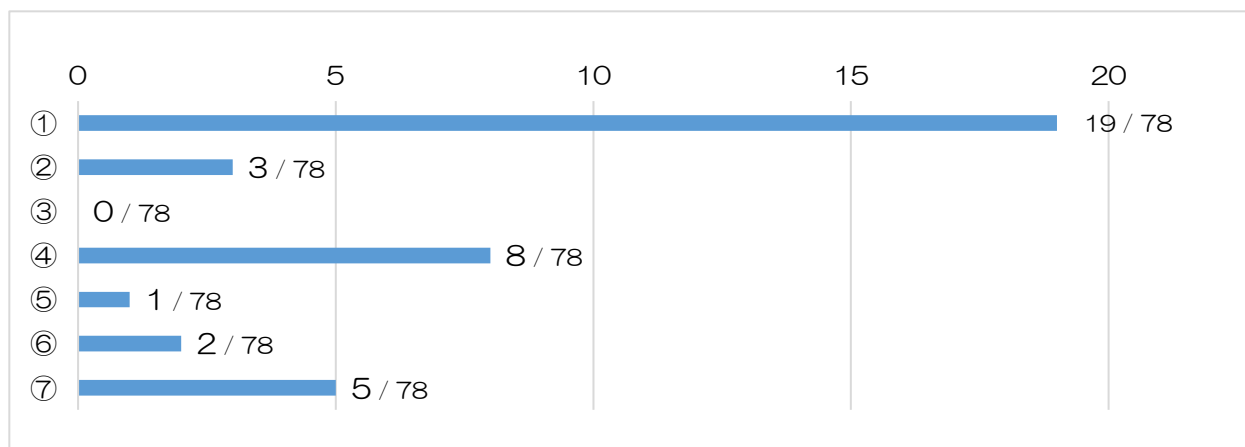
- ・障害福祉分野の当時者として活動している方（障害者支援課）
- ・学校ホームページにて選考分野の確認。（都市計画課）
- ・専門分野所管課から情報収集を行った。（教育総務部総務課）
- ・選任を行う専門分野にて女性委員の候補者となる人物がいないか情報収集を行った。（郷土文化課）

■その他

- ・アドバイザーの学識経験者に女性を推薦してもらった。（庁舎建設準備課）
- ・候補者となる女性に対し、公募委員に応募いただくよう依頼した。（産業政策課）
- ・専門分野の学識経験者に女性が少ないため、現在の女性委員に引き続き留任いただけるよう依頼した。（建設指導課）
- ・改選する際、新たに女性を選任することが困難であったため、改選前の女性委員に留任をお願いした。（建設指導課）
- ・公募に際し、委員会の専門性も踏まえ、女性会議に打診した。（公共建築マネジメント課）
- ・職員の男女比が異なるため、女性比率を上げると、業務負担が男女平等でなくなる。そのため、工夫が困難。（経営管理課）
- ・保護者代表の選任については、男女とも選任するよう依頼した。（学校教育課）
- ・個人に選任依頼をする際、「女性の参画促進に関する指針」の趣旨を説明した。（郷土文化課）

【 困難であった点 】

- ① 専門的知識が必要なため、委員の構成をかえることが困難である。
- ② 委員の公募をしたが、女性の応募がなかった。
- ③ 審議会で議論があったことを、団体の所属会員で取り扱わなくてはならない等の役割があるため、団体の責任者とする必要がある。
- ④ 審議会で、団体を代表して意思決定しなければならないため、長が選出されることが多い。
- ⑤ 委員の候補となる女性に依頼したが、断られた。
- ⑥ 大阪府が全市町村の委員を選任しているため、市の裁量がない。
- ⑦ 委嘱する団体に対して職名を指定して依頼しているため、限定されてしまう。（合計 78 審議会）



## ■その他

- 団体から選出されている女性委員が任期途中で退任し後任に男性が選出された。（広報広聴課）
- 男性の応募者のみとなり、公募委員が男性 2 人になってしまった。（人権・男女共同参画課）
- 団体に女性委員を推薦いただくよう依頼しているが、結果的に女性が推薦されない。（環境保全課）
- 団体に選任依頼をする際、口頭で女性委員の積極的な選出について依頼をした。（危機管理課）
- 団体からの推薦であるため、依頼が難しい。（介護保険課）
- 職業自体に男性への偏りがあるため、女性の選任が困難である。（健康保険課）
- 委員会を構成する公共的団体や、企業経営者に女性の役員等が極端に少ないため、候補者選定が困難。（産業政策課）
- 依頼先の団体の所属構成や体制、男女共同参画への取り組み状況などにも左右される。  
団体に依頼する際、専門性や委員会職務に対する適任者が第一条件であり、性別による条件を強くしにくい。（都市計画課）
- 必要と考える専門的分野に携わっている方に男性が多い。（住宅政策課）
- 有資格者（研修医指導医講習会を受講した医師）33 名のうち、女性が 2 名のため、女性委員の比率を上げることが困難。また、特定のことについて議論する委員会であるため、委員の構成を変えることが困難。（経営管理課）
- 現状の女性 1 名以外の学識経験者については、地域の状況も考慮し、町会代表者と隣市の医師会代表者に依頼している。（医療マネジメント課）
- 学校長に選任を依頼しており、教科の特性や各校の実情を考慮すると、男女を指定して依頼することは困難。（学校教育課）
- 団体に選任依頼をしており、女性を指定しているわけではないため。（生涯学習課）
- 市民公募委員に 3 名（男性 1 名、女性 2 名）応募があったが全員要件を満たさず失格になったため人数が減った。（生涯学習課）
- 委員は、団体の役員から構成されているが、女性の役員が少ない、又はまったくいない団体が多いため、女性の参画促進にはつながっていない。（スポーツ振興課）
- 人権・男女共同参画課から、各種団体に対して、役員への女性の登用をまずは促していただきたい。（スポーツ振興課）
- 専門分野内における女性委員候補が見つからなかった。（郷土文化課）

### 重点項目3 男女の人権を尊重した表現の促進

【評価基準】 A：50点以上 B：30点～50点未満 C：0点～30点未満

【点数の集計方法】 点検方法の対応数×10点

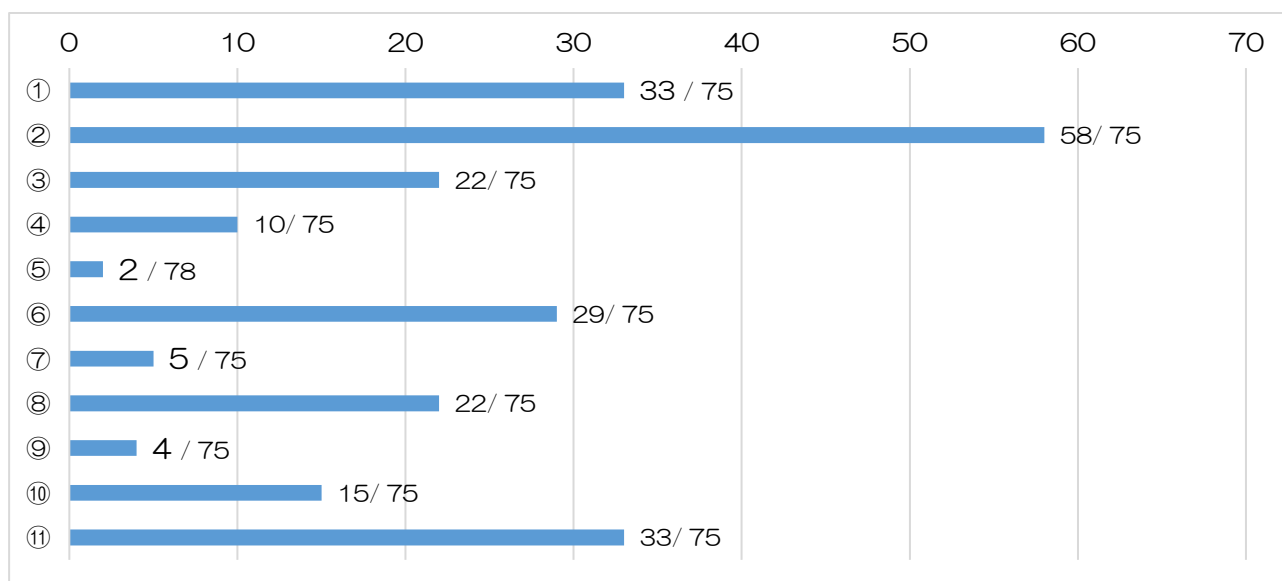
+ 点検した結果、疑問を感じたり、気づきがあり、改善した場合20点 合計点で評価

【達成度（評価）】 A：21課 B：34課 C：20課 合計：75課

#### 【点検方法】

- ① 使用する表現やイラストについて、使用前に複数の職員で議論して確認した。
- ② 使用する表現やイラストについて、決裁時に点検した。
- ③ 実務担当者研修で配布されたレジメやガイドラインに基づき、表現やイラストを点検した。
- ④ 表現方法に疑義があるものについて、課内で議論した。
- ⑤ 表現やイラストに疑問があったため、人権・男女共同参画課に相談した。
- ⑥ ホームページに掲載する写真に男女の偏りがいないか、点検した。
- ⑦ 補助金を交付している団体が発行している情報紙の表現について点検した。
- ⑧ 事務的な文書しかない。
- ⑨ 国や大阪府、他自治体が発行するチラシやポスターについて、課員で議論した。
- ⑩ 誉め言葉（女っぽりがあがるなど）として使用している言葉に無意識の思い込みがないか、点検した。
- ⑪ すべての人を対象としているにもかかわらず、特定の人のみ対象と受け取られる文書やイラストになっていないか、点検した。

(合計 75 課)



- ⑤「表現やイラストに疑問があったため、人権・男女共同参画課に相談した。」について
  - ・アンケート実施の際、性別についての選択肢をどのように設定するか。(都市計画課)
  - ・市営住宅入居に関して、大阪府が発行する「パートナーシップ宣誓書受領書」でその関係を確認できる方は、同居親族としているが、入居申込の手引きへの記載方法について。(住宅政策課)

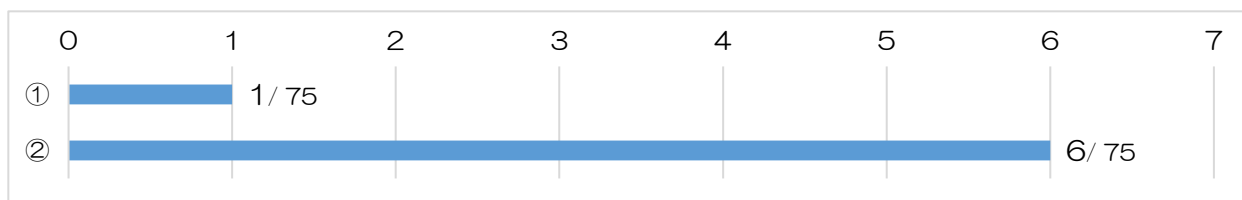
■その他

- ・配席や表彰の順番等について、性別による意図がないことを確認した。(秘書課)
- ・実務担当者研修で配布された資料を供覧し、課内で情報共有している。(自治振興課)
- ・何気ない言葉が、無意識に固定的な役割を助長していないか、研修や調査で周知した。(人権教育課)
- ・幼小中高校に対して毎年実施している人権推進調査に、固定的な役割分担意識のある表現を使用していないかという項目を設けて調査した。(人権教育課)

【 困難であった点 】

① 課内で異なる意見があり、判断が難しかった。 (合計 75 課)

② PR 効果を高めることとのバランスが難しかった。

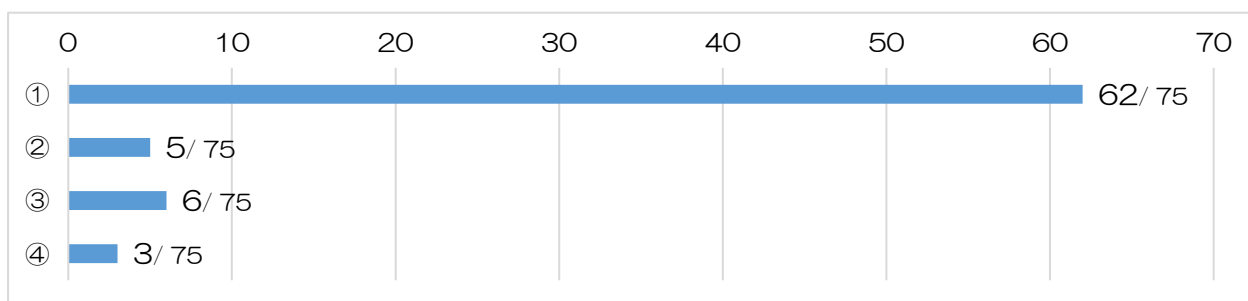


■その他

- ・「ご主人」「奥さん」という言葉の意味を理解した上で、窓口で分かりやすく説明するために、「ご主人」「奥さん」という言葉を使う場合がある。プライバシーの保護の観点から窓口では名前を呼ぶことはしていない。(市民課)
- ・窓口対応で気をつけること等、全庁的に利用できる手引きがあれば対応しやすい。(生活福祉課)
- ・イラスト探し(例えば、介護職のイラストは男性が少ない)(産業政策課)
- ・個人の認識や意識の度合いに左右されるため、気づかずに見落とす場合がある。(都市計画課)
- ・生物の性を表現するときに、人間にあてはめたものとしてとられないように点検した。(郷土文化課)

## 【点検結果】

- ① 点検したが、市民に不快感を与えたり、固定的な役割分担を助長する表現はなかった。
- ② 点検したところ、市民に不快感を与えたり、固定的な役割分担を助長する表現があったため、修正した。
- ③ 市民や他部署からクレームや意見があった。
- ④ 意図があるため、修正しなかった。  
(合計75課)



- ②「点検したところ、市民に不快感を与えたり、固定的な役割分担を助長する表現があったため、修正した。」について
  - ・キッズルームの利用者は男親・女親とも利用可能であるが、女親のみを対象にしているような表現であった。(東岸和田市民センター・山直市民センター)
  - ・子育て支援に関するチラシで、固定的な役割分担を助長するイラストがあったため、修正した。(八木市民センター)
  - ・アンケートで男性・女性の選択肢のほかに、その他を追記した。(都市計画課)
  - ・特定の地域の人のみを対象にした案内のようにとらえられかねない表現があったため、市民全体を対象としていることを明確化した。(学校適正配置推進課)
- ③「市民や他部署からクレームや意見があった。」について
  - ・まちづくり市民懇話会メンバー募集の際に、性別を記入いただいていることに対して、その必要性を指摘された。(企画課)
  - ・採用試験申込書の性別欄をなくした。(人事課)
- ④「意図があるため、修正しなかった。」について
  - ・まちづくり市民懇話会メンバー募集の際に、性別を記入いただいていることについては、議論の活性化には、男女のバランスを考慮する必要があるため、修正しなかった。今後は、記載目的を示すことも有用であると感じた。(企画課)
  - ・フラダンス講座の受講者募集にあたり、公民館利用が少ない40歳未満の女性を対象とした。これは、公民館利用者が少ない年齢層に参加してもらい将来のクラブ化を意図したものであったため、修正しなかった。(生涯学習課)

- 公民館講座のタイトル「音楽の花束～夢をかなえた女の子」という表現について、子どもからの夢をあきらめずに追いかけたことを表現したいという意図があったため、修正しなかった。（生涯学習課）
- 「女の子だけの「読ばな会」～女の子だって〇〇読むもん」の「女の子」「女の子だって」について、疑義が生じたが、市民が企画したものだため思いを尊重するべきと考え、修正しなかった。（図書館）

#### ■その他

- 統計調査員募集の記事に「主婦の方」ということばを使用しないよう改めた。（総務管財課）
- 「素敵女子」ということばを使用するにあたって課内で話し合った結果、講座が女性限定であることと、課内で不快に感じるものがないため修正しなかった。（文化国際課）
- 市民対応で相手に呼びかける際は、氏名で呼びかけることを課内で共通認識としている。（高架事業・道路整備課）
- 「婦人防火クラブ」という名称について、クラブ員と議論をした。現時点では名称変更は行わないが、引き続き検討する。（消防本部（予防課））